

市有財産（土地）の目的外使用者募集実施要項

市では、市有財産の有効的な利活用、財源確保及び臨海部企業の産業振興のため、碧南町（衣浦港2号地）に所在する市有地について、目的外使用での一時的な使用者を募集します。希望される方は、本実施要項を確認した上で申し込みをして下さい。

ただし、対象地の形質の変更及び工作物の新築、改築又は増築を行いたい場合は、施工方法等について市の許可を得た上で利用することが出来ます。費用については、契約者にて負担するものとします。

記

1 対象地

対象地：碧南市港南町一丁目1-32番の一部

※別紙1（位置図）及び別紙2（平面図）を参照

対象面積：156m²

2 使用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とする。

ただし、本市が特段の意思表示をしない場合には、この許可を1年更新することができるものとする。

3 目的外使用料

本市の基準（碧南市道路占用料条例）により算出した価格を目的外使用料とする。

目的外使用料は、1平方メートル当たり220円の額に対象面積及び使用月数を乗じて得た額とする。

碧南市道路占用料条例から算出しているため、碧南市道路占用料条例が改正された場合は、準じて変更するものとする。

※参考として、令和8年度に対象地（156m²）を使用した場合の使用料

220円×156m²=34,320円／月

34,320円／月×12月=411,840円／年

4 使用目的

使用目的は一時使用とし、借地権等の権利が発生しない用途とする。

（1）使用できる例

ア 駐車場

イ 資材及び建築確認を必要としない工作物等で簡易なものの置場

（2）使用できない例

ア 建物又は工作物等の築造を目的とする場合（建築確認を必要としない工作物等で

簡易なものは除く)

- イ 目的外使用地内で営業行為を行う場合（駐車場営業含む）
- ウ 転貸する場合
- エ 廃棄等を目的とする産業廃棄物及び残土等の置き場として利用する場合
- オ 騒音、悪臭、振動の著しい場合など、管理又は環境保全上不適切であるもの
- カ 政治的用途若しくは宗教的用途に用いるもの
- キ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同上第5項に規定する性風俗特殊営業の用途に用いるもの
- ク 公序良俗に反する用途、その他社会通念上不適切であるもの
- ケ その他、市有地の利用にふさわしくないと認められる場合

5 応募に係る申込資格

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当していないこと
- (2) 市税等の滞納がある者ではないこと
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者ではないこと
- (4) 衣浦港2号地又は4号地内に事業所がある企業、若しくはそれらの企業から構成される団体であること

6 使用条件

- (1) 本市より特段の意思表示をしない場合には、継続して使用することができるものとする。ただし、やむを得ない理由で目的外使用許可を解除する場合は、解除の3ヶ月前までに碧南市へ書面にて通知し協議することとする。
なお、既に徴収した使用料は、返還しないこととする。
- (2) 本市より目的外使用許可を解除することができるものとする。
- (3) 本市が必要と判断した場合は、契約者は一時使用を停止し、協力することとする。
なお、停止期間が1ヶ月未満の場合は使用料の返還はしないものとする。使用停止期間が1ヶ月を超える場合は、年間契約額を365で除した額に使用停止期間を乗じた額を市より返還する。
- (4) 駐車場等で利用する場合、2号地緑地駐車場及び歩行者用通路からの車両の出入りは安全上から出来ないものとする。南側は隣地から3.0mは対象地としないため、歩行者用通路とすること。
- (5) 契約者は、草の管理、地面の凸凹等の維持管理を行い、近隣地等から苦情が出ないよう適正な状態に保つこととする。また維持管理に要する費用は、契約者にて負担するものとする。駐車場として利用する場合、車種によっては、側溝及び舗装を取り換える必要があるが、費用は契約者にて負担するものとする。必要に応じて歩車道境界

ブロックを撤去する場合、費用は契約者にて負担するものとする。

(6) 契約者は土地の状態に影響を与えず、容易に撤去できると判断できる工作物（駐車場案内看板等）については設置することができる。ただし、工作物の設置については事前に碧南市へ協議し、許可を受けるものとする。

また、費用は、契約者にて負担するものとする。なお、契約者が土地を使用するための改造等についても同様とする。

(7) 対象地は、一時利用であるため、自動車保管場所証明書（車庫証明）は、取得出来ないものとする。

(8) 隣接する2号地緑地駐車場利用者等との間で発生したトラブルについては、市は一切関与せず、契約者が責任をもって対応することとする。

(9) 使用条件を遵守するとともに、利用する上で市及びその他関係機関への損害等が発生した場合は、契約者が誠意をもって対応することとする。

(10) 上記以外に疑義が生じた場合は、市及び契約者双方が誠意をもって協議することとする。

7 使用地及び条件の周知等

本要項を碧南市ホームページに掲載するとともに、都市整備課において希望者の閲覧に供するものとする。

8 土地の現地説明

市において土地の所在等についての説明は行わないものとし、申込者にてよく現地確認した上で、申し込みを行って下さい。

9 申込方法等

(1) 申込受付期間

令和8年3月4日（水）から令和8年3月13日（金）までの午前9時から午後5時までとする。（ただし、土曜日・日曜日を除く）

(2) 申込方法

上記期間内に碧南市役所2階都市整備課へ申込書を直接提出することとし、郵送・電話・FAX・メール等での受付は行わないものとする。

10 募集要項に関する質問の受付

(1) 市有財産（土地）の目的外使用事業者募集実施要項に関して質問がある場合は、質問書（任意様式）に質問内容を記載し、令和8年2月24日（火）までに碧南市役所2階都市整備課へ直接提出することとし、郵送・電話・FAX・メール等での受付は行わないものとする。

(2) 質問に対する回答は、令和8年3月3日（火）に碧南市ホームページに掲載する。

11 契約者の決定方法

申込者による抽選により契約者を決定する。ただし、申込者が1企業若しくは1団体のときは、その者を当選者とする。

12 抽選期日

- (1) 日時 令和8年3月19日（木）午前10時（30分前から受付開始）
- (2) 場所 碧南市役所 2階 談話室1

13 目的外使用許可等の手続

契約者は、令和8年3月27日（金）までに碧南市へ目的外使用許可申請書を提出するものとする。初年度の使用料については令和8年4月30日（木）までに本市が発行する納入通知書により年度分の使用料を納付するものとする。次年度以降においても、当該年度の4月30日までに年度分の使用料を納付するものとする。

14 土地の維持保全

契約者は使用期間中において、善良な管理者としての注意をもって、土地の維持保全に努めるものとし、これに係る費用は契約者の負担とする。

15 使用期間満了に伴う処置

- (1) 契約者は使用期間が満了する際は、施設を碧南市が指示する状態に回復し使用を終えることとする。
- (2) 契約者は、施設を碧南市が指示する状態に回復した場合は、市職員による確認を受けるものとする。

市有財産（土地）の目的外使用者「申込書」

碧南市長 小池 友妃子 殿

市有財産（土地）の目的外使用者募集実施要項の内容を確認したうえ、申し込みます。

なお、次のとおり参加の制限に該当する者ではないことを宣誓いたします。

- 地方自治法施行令第167条の4第1項（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当する者ではない。
- 市税等の滞納がある者ではない。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者ではない。
- 衣浦港2号地又は4号地内に事業所がある企業、若しくはそれらの企業から構成される団体である。

令和 8年 3月 日

(申込者) 住 所
 氏 名

印

電 話 () -

(注意) ①企業で申し込む場合は役員名簿及び会社の概要が分かる資料、団体で申し込む場合は会員名簿及び規約を添付
②市税等納税証明書又は完納証明書を添付（団体の場合は会員全ての証明書を添付）
③対象地を使用する場合の用途案を示した図面等を添付